

練馬区公告第 8 1 号

都市計画の案について

都市計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第17条第1項および練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、東京都市計画高度地区に係る都市計画の案をつぎのとおり公告し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、条例第8条第2項の規定により、法第17条第2項に規定する住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに区長に対して意見書を提出することができる。

令和 8 年 6 月 9 日

練馬区長 吉 田 健 一

都市計画の種類 および名称	都市計画を定める 土地の位置および区域
東京都市計画高度地区 第1種高度地区	削除する部分 練馬区石神井台七丁目、関町北二丁目、関町東一丁目および関町東二丁目各地内
17メートル第2種高度地区	削除する部分 練馬区関町北二丁目および関町東一丁目各地内
20メートル第2種高度地区	削除する部分 練馬区関町北一丁目、関町北二丁目、関町北四丁目、関町東一丁目および関町東二丁目各地内 追加する部分 練馬区石神井台七丁目、関町北二丁目、関町東一丁目および関町東二丁目各地内

25メートル第3種高度 地区	削除する部分 練馬区関町北四丁目地内 追加する部分 練馬区関町北一丁目、関町東一丁目および関町東 二丁目地内
-------------------	--

縦覧場所 練馬区都市整備部都市計画課
(練馬区役所本庁舎16階)

縦覧期間 公告の日の翌日から起算して2週間
意見書の提出先 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区都市整備部都市計画課
(練馬区役所本庁舎16階)